

松戸市勤労会館及び松戸市常盤平市民センターほか7ヶ所の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、松戸市勤労会館及び松戸市常盤平市民センターほか7ヶ所の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地

- 松戸市勤労会館 (松戸市根本8番地の11)
- 松戸市常盤平市民センター (松戸市常盤平三丁目30番地)
- 松戸市東部市民センター (松戸市高塚新田494番地の9)
- 松戸市五香市民センター (松戸市五香二丁目35番地の5)
- 松戸市明市民センター (松戸市上本郷2676番地の6)
- 松戸市六実市民センター (松戸市六高台三丁目71番地)
- 松戸市松飛台市民センター (松戸市松飛台210番地の2)
- 松戸市二十世紀が丘市民センター (松戸市二十世紀が丘中松町2番地)
- 松戸市八柱市民センター (松戸市牧の原一丁目193番地の6)

2. 指定管理者となる団体

住所 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号
日本環境マネジメント株式会社
代表取締役社長 片山 安茂

3. 指定管理の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで(4年間)

4. 選定理由

審査委員会における評価が総合的に良好であったため

5. 選定審査手順

- ・申請書類受付
平成29年8月31日(木)
- ・公の施設の指定管理者候補者審査委員会
第1回：平成29年9月29日(金)
第2回：平成29年10月6日(金)
第3階：平成29年10月13日(金)

- ・ 指定管理者候補者審査結果答申
平成29年10月16日(月)(審査委員会→市長)
- ・ 松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出
平成29年12月5日(火)
- ・ 松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決
平成29年12月21日(木)
- ・ 指定管理者の告示
平成29年12月27日(水)
- ・ 指定管理者への指定の通知
平成29年12月27日(水)